



**介護保険相談室** 医療介護課 介護保険係 ☎43・6947

**11月11日は介護の日**、11月15日、11月19日、毎日、あつたか介護ありがとう

高齢化などにより介護が必要な方々が年々増加している一方、介護にまつわる課題は多様化しています。今介護にかかわっていない人も、将来介護する立場に、また介護を受ける立場になるかもしれない。介護が必要な人、介護にかかわっている人、そうでない人みんな、介護のことを考えるきっかけを作りましょう。

● **介護の日とは**

介護について理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者及び介護家族を支援するとともに、利用者、家族、介護従事者、それらを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障がい者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施するための日として、平成20年度に厚生労働省において設定されました。「いい日、いい日、毎日、あつたか介護ありがとう」を念頭に、「いい日、いい日」にかけた覚えやすく、親しみやすい語呂合わせとしています。

● **家族介護の悩みは相談を**

日々の介護は体力的にも精神的にも負担です。家族の介護に不安や悩みがあるときは、自身で抱え込まず、身近

なケアマネジャーや地域包括支援センター、地区の在宅介護支援センターに相談しましょう。

■ **相談機関一覧**

相談機関名	担当地区	電話番号
赤穂市地域包括支援センター	市内全域	42・1201
在宅介護支援センターはくほう	赤穂・城西地区	45・1114
在宅介護支援センターやすらぎ	塩屋・西部地区	43・6424
在宅介護支援センターしおさい	尾崎・御崎地区	42・0519
在宅介護支援センターいきしま	坂越・高雄(一部)地区	46・8182
千種の苑在宅介護支援センター	高雄(一部)・有年地区	49・2887

厚生労働省では、「国民お一人お一人」「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日として、11(いい)月30(みらい)日を「年金の日」としました。

この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、ご自身の年金記録と年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。電話での年金相談は「ねんきんダイヤル」へお問い合わせください。

☎0570・051165 (03・6700・1165)

● **年金受給者等の税金について**

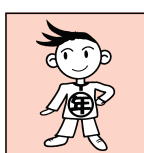
公的年金のうち、老齢・退職の年金は雑所得として、所得税がかかります。

課税対象となる方には「公的年金等の扶養親族等申告書」が届きますので、期日までに提出してください。

※ **送付される方**

65歳未満 ↓ 年金額108万円以上の方  
65歳以上 ↓ 年金額158万円以上の方

※年金以外に収入がある方は確定申告が必要ですよ。



**国民年金** 市民課 年金担当 ☎43・6820

**11月は「ねんきん月間」**、11月30(みらい)日は「年金の日」です!

● 国民年金保険料は、所得税の申告の際に、社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を納めた人には、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されますので、年末調整や確定申告の際には、必ず添付し控除を受けてください。

**姫路年金事務所出張年金相談**

- ◆日 程 12月25日(木)、2月12日(木)
- ◆時 間 午前10時～午後3時(要予約)
- ◆場 所 市役所2階 204会議室
- ◆申 込 先 市民課 年金係 ☎43・6820

**社会保険労務士による市年金相談**

- ◆日 程 11月20日(木)、1月15日(木)、3月19日(木)
- ◆時 間 午後1時30分～4時
- ◆場 所 市役所2階 201会議室



**国保医療だより**  
**国保証の更新を行います**

医療介護課 国保医療係 ☎43・6813

赤穂市国民健康保険の被保険者証(国保証)は、毎年12月1日に一斉更新を行います。現在お持ちの国保証(若竹色)の有効期限は11月30日です。新しい国保証(うす紫色)は、11月中旬から国保加入者全員分を世帯主様あてに簡易書留郵便でお届けします。

簡易書留郵便では、受領時に捺印(又はサイン)が必要となります。なお、配達時にご不在の場合には不在通知書が投函されますので、通知書記載の郵便局へご連絡ください。

また、同封するパンフレットも必ずお読みください。

▽国民健康保険税を納期内に納付されていない世帯、又は所得申告などの課税資料が未提出である世帯主及び被保険者がいる世帯については、納税相談、申告受付を済ませるため、国保証を窓口交付します(別途、ご案内文書を送付します)。

▽納税の状況によっては、通常の国保証ではなく、有効期限の短い短期被保険者証(短期証)や、被保険者資格証明書(国保の被保険者であることを証明するだけのもの)で、医療機関等ではいったん医療

費の全額を自己負担していただき、後日、医療介護課国保医療係(市役所1階④番)の窓口で領収書を添えて申請すれば、患者負担分を除いた額を払い戻します)の発行を行うこととなります。

● **国保証の内容の確認を**

更新された国保証の記載事項を確認し、届出内容や事実と異なるときは国保医療係へお知らせください。

● **有効期限が異なっている場合があります**

新しい国保証の有効期限は、原則として平成27年11月30日です。▽12月以降に75歳を迎え、後期高齢者医療制度に移行する人については、有効期限が異なります。▽65歳を迎える退職被保険者についても、一般被保険者に切り替えるため、有効期限が異なります。

※いずれの場合にも、有効期限満了前までに新たな国保証を送付します(手続きの必要な人には、事前にご案内文書を送付します)。

● **紛失等に注意しましょう**

国保証を紛失したり破損・汚損した場合は、国保医療係の窓口で再交付の申請が必要です(手数料は

無料)。特に外出先で紛失したとき、盗難にあったときは、早急に警察にも届出をしてください。

● **国保証の裏面に臓器提供意思表示欄を設けています**

臓器を提供したい人の意思を尊重し、すべての命を大切にすることを重視し、少しでも多くの方が臓器提供にご理解・ご協力をいただけますよう、国保証の裏面に臓器提供意思表示欄を設けています。臓器提供意思表示欄の記入は任意であり、意思表示を強要するものではなく、未記入でもかまいません。

※意思表示した内容について、他人に知られたくない場合は、意思表示欄の保護シールを用意しておりますので、国保医療係の窓口でお受け取りください。

▽12月1日からは、医療機関等にかかる際には、必ず本人の新しい国保証を窓口へ提示してください。

▽有効期限が切れた旧国保証は、12月1日以降に市役所又は最寄りの公民館までお返しいただくか、ハサミで刻むなどして各自で確実に破棄してください。

**11月は、「労働保険適用促進強化期間」です**

労働保険とは、「労災保険」と「雇用保険」の総称で、労働者の生活の安定、福祉の増進等を図ることを目的に、国が直接管理運営している保険です。

労働者(パート・アルバイト等を含む)を一人でも雇っている事業主は、労働保険に加入する義務があります。

労働者が安心して働ける職場となるよう、まだ労働保険に加入していない事業主の方は、速やかに最寄りの労働基準監督署又は公共職業安定所(ハローワーク)でご相談ください。

☎ハローワークあこう ☎42・2376

**地デジ難視対策の各種支援が終了します**

**お早めの申込みをお願いします**

国が実施している地デジ難視対策のための各種支援制度は、平成27年3月末をもって終了します。期限までに地デジ対策工事を完了するためには、遅くとも本年12月中の申し込みが必要です。

詳しくは、総務省地デジコールセンターまで問い合わせください。

☎総務省地デジコールセンター ☎0570・07・0101